

## 加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付要綱

令和4年4月1日制定

令和8年2月10日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織が実施する資機材整備事業に対し、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自主防災組織」とは、加茂市自主防災組織認定要綱に基づき、市長が認定した団体をいう。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助対象事業及びその事業区分ごとの補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、資機材整備事業の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、その限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助金の交付申請は、自主防災組織に認定後、1団体につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 見積書その他事業費の内訳（経費の内容がわかる書類）

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、速やかに加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付変更申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、変更交付額を決定し、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付変更決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 領収書の写しその他事業費の内訳(経費の内容がわかる書類)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、前条の規定による補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月10日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業		補助対象経費
資 機 材 整 備 事 業	情報収集伝達活動資機材	携帯用無線、メガホン、携帯用ラジオ、旗、腕章等の整備に要する経費
	消火活動資機材	消火器、防火衣、ヘルメット、水バケツ等の整備に要する経費
	水防活動資機材	土のう袋、ボート、防水シート、シャベル、救命胴衣等の整備に要する経費
	救出・救護活動資機材	テント、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、リヤカー、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド等の整備に要する経費
	生活維持活動資機材	給水タンク、緊急用ろ水装置、炊飯器等の整備に要する経費
	その他資機材	防災倉庫、その他市長が必要と認める経費

別表第2（第4条関係）

補助対象事業	自主防災組織構成 世帯数の区分	補助金の限度額
資 機 材 整 備 事 業	99 世帯以下	100,000 円
	100 世帯以上 199 世帯以下	150,000 円
	200 世帯以上 299 世帯以下	200,000 円
	300 世帯以上 399 世帯以下	250,000 円
	400 世帯以上 499 世帯以下	300,000 円
	500 世帯以上 599 世帯以下	350,000 円
	600 世帯以上	400,000 円